

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
県立学校の対応について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただきまして、誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス陽性者の急激な増加を受け、令和 3 年 7 月 3 0 日に本県が緊急事態宣言の措置区域として指定されました。

これに基づき、本日、県の新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、別添「緊急事態宣言期間における教育関係の対応」が決定されました。

各学校においては、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和 3 年度版～」及び令和 3 年 7 月 8 日付け教保体第 7 0 3 号「7 月 1 2 日以降の県立学校の対応について（通知）」に基づき、教育活動を継続していただいているところですが、緊急事態宣言の適用期間中は、ガイドラインや通知の内容における該当部分については、下記のとおり対応をお願いします。

あわせて、家庭内感染が拡大しているため、添付資料のリーフレットを活用し、児童生徒が各家庭での「感染防止リーダー」となり、家族ぐるみで感染防止対策を実践できるよう指導をお願いします。

記

I 対応期間

令和 3 年 8 月 2 日（月）から緊急事態宣言期間中

II 対応等

1 夏季休業中の部活動の取り扱いについて

(1) 活動日数について

週 4 日以内の活動とする。

ただし、各種大会やコンクール等（全国大会や県内大会等）の大会当日の 1 4 日前からは『埼玉県の部活動の在り方に関する方針』に基づく活動を認める。

(2) 合同練習や練習試合等の校外活動について

ア 県外での活動は行わない。

他の都道府県の学校を、本県に招いて行う合同練習や練習試合等についても行わないこと。

イ 県内での合同練習や練習試合等を行うことは可能であるが、緊急事態宣言の期間中であることを踏まえ、必要最小限の実施となるように慎重に検討すること。

なお、自校を含めて2校までの活動とすること。

ただし、大会に合同チームとして出場する場合は、合同となる学校を合わせて1チームとみなして活動することができることとする。

ウ 定期演奏会や発表会等を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。

(3) 改めて徹底する事項

ア 感染防止対策を改めて徹底し、飛沫感染の高い活動は必要最小限とする等、活動内容を見直すこと。

イ 水分補給や食事の場面での感染防止対策を徹底すること。

ウ 部室の使用の制限（原則禁止）や活動場所への直行直帰を徹底すること。

エ 本人や同居の家族に体調不良がある者は、部活動に参加しないこと。

2 進路指導等

(1) 進路指導等について

補習や就職指導等については、感染防止対策を徹底し、保護者の理解を得るなどした上で実施すること。

(2) 学校説明会について

地域の感染状況や参加者の交通手段等を踏まえ、実施については適切に判断すること。なお、実施する際には以下の点に留意すること。

ア 参加者に対し、事前に検温等の健康観察を行い、発熱等の風邪症状がある場合は参加を見送るよう周知すること。

イ 参加者に対し、校内だけでなく、行き帰りの公共交通機関においてもマスクの着用を依頼すること。

ウ 緊急時に連絡が取れるように参加者の氏名や中学校名等を把握すること。

エ 手指消毒ができるよう消毒用アルコール等を設置すること。

オ 十分な身体的距離を確保すること。

カ 会場内の換気を徹底すること。

キ 参加者には近距離での会話を控えるよう指示すること。

(個別相談等は飛沫防止パネルを設置する等の対策を取ること)

ク 部活動体験等

(ア) 熱中症の恐れがある場合を除き、可能な限りマスクを着用して活動すること。

(イ) 大きな発声や身体接触を伴うような、飛沫感染の可能性が高い活動は行わないこと。

3 修学旅行等の泊を伴う校外行事について

修学旅行等の泊を伴う校外行事については、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め、実施の可否を判断すること。

Ⅲ 家庭内感染防止のための取組について

添付資料のリーフレットについて、登校日や部活動、補習等の機会を捉え児童生徒へ直接配布する、または学校のホームページやGoogle Classroom等を活用することで、速やかに児童生徒に周知し、家庭における感染防止について、児童生徒が主役となって取り組めるよう指導すること。

Ⅳ 添付資料

- 1 令和3年7月30日開催 新型コロナウイルス対策本部会議資料（抜粋）
「緊急事態宣言期間における教育関係の対応」
- 2 家庭内感染防止リーフレット（児童用・生徒用）

【感染防止対策に関すること】

担当 保健体育課健康教育・学校安全担当

電話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担当 保健体育課学校体育担当

電話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担当 高校教育指導課教育課程担当

電話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担当 特別支援教育課特別支援学校教育指導担当

電話 048-830-6886